

議案第 103 号

前橋市国民健康保険条例及び前橋市福祉医療費の支給に関する条例の改正  
について

令和 6 年 9 月 3 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市国民健康保険条例及び前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部  
を改正する条例

(前橋市国民健康保険条例の一部改正)

第 1 条 前橋市国民健康保険条例（昭和 34 年前橋市条例第 8 号）の一部を次のよう  
に改正する。

第 13 条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第 1 号中  
「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第 3 項若し  
くは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又  
は虚偽の届出をした」に改める。

(前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 前橋市福祉医療費の支給に関する条例（平成 6 年前橋市条例第 30 号）の一  
部を次のように改正する。

第 2 条第 6 項を次のように改める。

6 この条例において「資格確認書」とは、保険者から交付される被保険者の資格  
に係る書面であって、電子資格確認（社会保険関係法に規定する電子資格確認を  
いう。以下同じ。）を受けることができない被保険者及びその被扶養者に交付さ  
れるものをいう。

第 2 条第 7 項中「食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることの電子  
的確認を受ける」を「電子資格確認又は資格確認書により食事療養標準負担額の減  
額に係る認定を受けていることを確認する」に改める。

第 6 条各号列記以外の部分中「社会保険関係法に規定する電子資格確認又は」  
を「電子資格確認又は資格確認書、」に改め、同条第 2 号中「食事療養標準負担  
額の減額に係る認定を受けていることの電子的確認を受ける」を「電子資格確認  
又は資格確認書により食事療養標準負担額の減額に係る認定を受けていることを  
確認する」に改める。

第3条 前橋市福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「、被保険者証、組合員証若しくは加入者証」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。